

本裁決書は、行政不服審査法第85条の規定により公表するものです。

## 裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇 〇〇〇

処 分 庁 生駒市長 小 紫 雅 史

審査請求人が、令和6年5月8日に提起した不作為に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年2月29日、生駒市地域コミュニティ推進課自治振興係に対して、自治振興補助金交付金の交付対象者を「生駒市自治連合会に属する自治会」（生駒市自治振興補助金交付要綱第2条）と規定していることについて質問書を提出した。
- 2 審査請求人は、令和6年5月8日、生駒市長に対して、「不作為についての審査請求書」と題した文書を提出し、令和6年2月29日付けの質問書に対する回答がないことが不作為であると主張して審査請求を行った。

## 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 質問書は、質問者に対し回答するという公権力の行使（処分）を求める行為である。
  - (2) 生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号。以下「条例」という。）第28条第1項「市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。」との規定に基づき、市は質問に対する応答義務がある。
  - (3) 条例第46条「市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。」との規定に基づき、市民は情報を取得する権利を有する。

- (4) 回答しないことは公権力の行使にあたる行為であり、不作為に該当する。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号において、「法令」とは「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）をいう」と、「申請」とは「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」と規定している。
- (2) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条第2項において、「処分」とは「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいう。」と規定している。
- (3) 法第3条において、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）がある場合には、同法第4条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる」と規定している。
- (4) 法第24条第2項において、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、審査庁は、審理手続を経ないで、裁決で当該審査請求を却下することができる旨規定している。
- (5) 法第49条第1項において、不作為についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下するものと規定している。

### 2 判断

- (1) 本件質問書による質問が「申請」に該当するかどうか

法第3条の規定により、行政庁の不作為に対する審査請求は、法令に基づく申請が存在すること及び当該申請に対する処分をすべきこととされていることが前提となるため、本件審査請求が法第3条の不作為についての審査請求として適法であるためには、本件質問書による質問が行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当しなければならない。

審査請求人は、令和6年2月29日付けで提出した質問書において、生駒市自治振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条「補助金の交付対象者は、生駒市自治連合会に属する自治会とする。」との規定に対し、①「交付対象者は単位自治会とする」と改正すべきである、②要綱で自治会の権利を制限していることは、地方自治法第14条第2項に反する、③資格要件に誤りがある、④要綱第2条は、「補完性の原則」に反する、⑤要綱第2条は、地方自治法第157条に反する、⑥自治会設立認定申請は、行政手続条例に規定する「届出」とするべきである、⑦「趣旨」を規定した要綱第1条

と矛盾してはならず、「交付対象者は単位自治会」でなければならない、⑧市は、市政を預かる責任として回答しないという自由はない、と述べた上で、次の2つの質問をしている。

(質問1) この質問のどこかに間違い・問題がありますか。

(質問2) 新設自治会の届出の様式を整え、また「要綱」2条を「交付対象者は単位自治会とする。」と改正しますか。

この質問について、(質問1)は、審査請求人の質問に対する間違い・問題点の指摘を市に要望するものである。また、(質問2)は、生駒市自治振興補助金交付要綱の改正を市に要望するものである。

すなわち、本件質問書による質問は、行政手続法第2条第3号にいう「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの」とはいえず、「申請」には該当しないことは明らかである。

## (2) 条例の規定により市は質問に対する応答義務があるか

審査請求人は、生駒市自治基本条例第28条第1項「市は、市民からの行政に関する意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。」の規定に基づき、市は質問に対する応答義務があると主張しているが、同項の規定は、市民からの意見や要望等に迅速に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、市民との情報共有及び信頼関係の構築を目指すとする職員としての心構えを規定したものであり、本件質問書の要望に対して同項の規定により市に応答義務が発生すると解することはできない。

また、審査請求人は、生駒市自治基本条例第46条の「市民は、法令等により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。」の規定に基づき、市民は情報を取得する権利を有すると主張するが、同条は市民が主体のまちづくりにおいて、市民が自ら考え、行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が市民に十分提供されなければならないことを定めており、本件質問に対する回答を市に義務付けるものではない。

## 3 結論

以上のとおり、本件質問書による質問は、行政手続法第2条第3号にいう「申請」に該当するものではなく、審査請求人は行政不服審査法第3条にいう「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者」には該当しない。よって、本件審査請求は不服申立適格を欠く不適法な審査請求であり、行政不服審査法第24条第2項及び第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年7月4日

審査庁 生駒市長 小紫 雅史

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、生駒市を被告として（訴訟において生駒市を代表する者は生駒市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。